

宮内公文書館利用等規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置) 第8条 館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と<u>容易に照合</u>ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)<u>をいう。</u>以下同じ。)が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 [(1)～(4) 略]</p>	<p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置) 第8条 館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と<u>照合</u>することができることとなるものを含む。)<u>をいう。</u>)が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 [(1)～(4) 同左]</p>	<p>ガイドラインの取扱いに基づき修正するもの。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>		